

令和元年 内閣府と関係府省との間で調整を行った提案 (A)

〔「対応方針欄」 実現・対応できるもの・・・①
 実現・対応できないもの・・・②〕

1 長野県単独の提案

No	提案項目 【所管府省】 (根拠法令等)	概 要	政府対応方針
1	地方公共団体の物品等 又は特定役務の調達手 続の特例を定める政令 に基づく随意契約によ って調達できる業務の 拡大 【総務省】 〔地方公共団体の物品等 又は特定役務の調達手続 の特例を定める政令〕	【現状】 特定調達では、「建築物の設計」 のみ、随意契約（審査方式）によ ることができるかとされている。 【提案】 情報システム等の設計も対象に できるよう、要件を緩和する。	②
2	医師臨床研修費等補助 金の申請等に係る都道 府県経由の廃止 【厚生労働省】 〔医療関係者研修費等 補助金及び臨床研修費 等補助金交付要綱等〕	【現状】 県は国と事業者（病院、大学等） の間に立ち、書類の経由や国費 支払い事務を行っている。 【提案】 県の経由を廃止し、補助金申請 手続を国と事業者が直接行う。	① 臨床研修費等補助金の申請等 に係る事務については、都道府 県の事務負担の軽減を図るた め、質疑応答集の作成・充実な ど必要な方策を検討し、令和元 年度中に結論を得る。その結果 に基づいて必要な措置を講ず る。
3	歯科医師臨床研修費等 補助金の申請等に係る 都道府県経由の廃止 【厚生労働省】 〔医療関係者研修費等 補助金及び臨床研修費 等補助金交付要綱等〕	【現状】 県は国と事業者（病院、大学等） の間に立ち、書類の経由や国費 支払い事務を行っている。 【提案】 県の経由を廃止し、補助金申請 手続を国と事業者が直接行う。	① 臨床研修費等補助金の申請等 に係る事務については、都道府 県の事務負担の軽減を図るた め、質疑応答集の作成・充実な ど必要な方策を検討し、令和元 年度中に結論を得る。その結果 に基づいて必要な措置を講ず る。

2 日本創生のための将来世代応援知事同盟の共同提案

No	提案項目 (発案県) 【所管府省】 (根拠法令等)	概 要	政府対応方針
1	<p>幼保連携型認定こども園の整備に係る交付金の一元化等 (福島県)</p> <p>【内閣府、文部科学省、厚生労働省】 (児童福祉法、認定こども園施設整備交付金交付要綱等)</p>	<p>【現状】 一つの施設整備にあたり、厚労省と文科省の補助制度があるため、それぞれに事前協議や交付申請が必要</p> <p>【提案】 厚労省と文科省に分かれている補助制度を内閣府に一本化する</p>	<p>① 保育所等整備交付金及び認定こども園施設整備交付金については、申請に関する様式の共通化を図るなど、幼保連携型認定こども園等を整備する際の地方公共団体の事務負担を軽減する方向で検討し、令和元年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>
2	<p>里帰り出産時等における一時預かり事業の対応の明確化について (鳥取県)</p> <p>【内閣府、厚生労働省】 (児童福祉法)</p>	<p>【現状】 原則、保育所に通っていない児童が対象とされているため、別の保育所に在籍している兄弟を連れて里帰り出産をした際に、一時預かりに出すことができない</p> <p>【提案】 第2子以降の里帰り出産による長期帰省時に、一時預かり事業を利用可能とする</p>	<p>① 里帰り出産等における一時預かり事業(6条の3第7項)の実施については、里帰り先の市町村(特別区を含む。以下この事項において同じ。)が適当であると判断した場合、住所地市町村の保育所等に在籍している児童を当該事業の対象とすることが可能であること、この場合における当該事業が子ども・子育て支援交付金(子ども・子育て支援法(平24法65)68条)の対象になること等を、地方公共団体に令和元年度中に通知する。</p>

3 埼玉県との共同提案

No	提案項目 【所管府省】 (根拠法令等)	概 要	政府対応方針
1	社会福祉主事の任用要件の緩和 【厚生労働省】 (社会福祉法)	【現状】 社会福祉主事（自治体の生活保護ケースワーカー職員）は大学等で「厚労大臣が指定する科目」を3科目以上履修する必要があるが、科目名が一言一句合致しなければならぬため、同様の講義内容であっても認められないことがある 【提案】 科目名が異なっても講義内容が同様であれば任用要件として認める	① 社会福祉主事任用資格に係る指定科目については、令和元年度中に通知を改正し、指定科目の科目名称と完全に一致しない場合であっても、同等の教育内容が含まれていれば、当該指定科目として取り扱うこととする。
2	多面的機能支払交付金の返還手続の簡素化 【農林水産省】 (農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律)	【現状】 活動組織が執行残を返還する場合、当該年度の交付金を受け取ったうえで年度内に返還する必要があるが、県及び市町村の負担となっている。 【提案】 返還額が生じた場合、翌年度以降の交付金との相殺交付を可能にする。	②

以上